

工事名：新港ふ頭10号岸壁背後舗装工事(R4-2)

質問内容	<p>1、道路土工、下層路盤の面積(16,870 m²)において、路床整正が計上されていませんが、設計変更の対象でしょうか？</p> <p>2、防止柵工、金網・支柱(立入防止柵)及び基礎ブロック(400×400×700)の各材料単価について、御教示願います。</p> <p>3、工事用道路工、土のうは、図面にも記載が無く、どこでどの様に使用するのでしょうか？</p> <p>4、柵撤去工、防護柵撤去工に伴う、運搬・処分費が未計上ですが、設計変更の対象でしょうか？</p> <p>5、現況として、施工範囲内に繁茂している草木の除草木・運搬・処分費及び散乱ゴミ類の収積・運搬・処分費は、設計変更の対象でしょうか？</p> <p>6、赤土等流出防止施設の築造が必要となった場合、設計変更の対象でしょうか？</p> <p>7、現場周辺において、資材ヤード及び作業員休憩所設置の場所は、提供可能でしょうか？</p> <p>8、各資材価格が上昇する場合、受注後にスライド変更等の協議は可能でしょうか？</p> <p>上記各項について、御教授願います。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	---

(回答)

1. 路床整正は、設計変更対象です。
2. 金網・支柱(立入防止柵)の単価は、¥13,200/m、基礎ブロック(400×400×700)は、¥12,080/個です。
3. 土のうは、別紙平面図及び数量計算書を添付します。
4. 防護柵撤去工に伴う運搬・処分費は、設計変更対象です。
5. 現況の草木の除草木、ゴミ等の運搬・処分費は、設計変更対象です。
6. 赤土等流出対策施設は、隣接工区(R4-1)で土のうで許可を得ています。数量の変更がある場合、設計変更対象とします。
7. 現場周辺は、隣接工区(R4-1)や、別工事の排泥ピットとしての使用もありますので、調整が必要となります。
8. 単品スライドの条件に適合する場合は、設計変更対象とします。